

障害等等級別早見表(知的障害者・精神障害者)

※ 制度名に★のあるものは介護保険サービスが優先されます。

表の見方

- ・・・本人の制度の適用あり
- ◎・・・本人及び介護人に制度の適用あり
- △・・・障害の程度により本人の制度に適用あり

制度区分	年金・手当						医療		税金・公共料金の減免等				交通・移動の割引					在宅活動の 援助
	1※ 障害 基礎 年金	2 共 心 身 障 害 者 制 度 養 護	3※ 特 別 障 害 者 手 当	4※ 障 害 児 福 祉 手 当	5 児 童 扶 養 手 当	6※ 特 別 児 童 扶 養 手 当	7 重 度 心 身 障 害 者 等 医 療 費 助 成	8 適 後 期 高 齢 者 医 療 用 の	9 控 所 得 税 ・ 住 民 除 税	10※ 取 自 動 車 税 ・ 自 動 車 税 減 免	11 軽 N H K 放 送 受 信 料 減 の	12 料 N T T 電 話 番 号 の 内 無	13※ J R 運 賃 割 引	14※ 運 バ 賃 ス 割 引 の	15※ 航 空 運 賃 の 割 引	16 割 タ ク シ ー 運 賃 引	17※ 料 有 料 道 路 等 通 引 行	18 給★ 日 常 生 活 用 具 の 付
所得区分	有		有	有	有	有												
自己負担金		有						有						有	有	有	有	有
知的 障害 者	A1	△	○	△	△	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○	○
	A2	△	○	△	△	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○	○
	B1	△	○						○		◎	○	○	○	○	○		
	B2	△	○								◎	○	○	○	○	○		
精神 障害 者	1	△	○	△	△	○	○	○	○	○	◎	○		○	○	○		
	2	△	○	△	△				○	○	◎	○		○	○	○		
	3	△	○	△	△					○	◎	○		○	○	○		
手続き先	日置市役所							・勤務先 ・税務署 ・日置市役所	・自動車税管理 事務所 ・日置市役所 (軽)	日置市役所	NTT	最寄りの交通機関窓口到手帳を掲示する					日置市役所	

◇ あくまでも目安ですので詳細は表中の「手続き先」にお問い合わせください。

- ※ 1については、療育手帳、精神保健福祉手帳の級・区分に関わらず、年金の審査が必要となります。
- ※ 3,4,6については、県又は市による判定があります。
- ※ 10については、生計同一者、常時介護者の運転のみが対象となります。
- ※ 13,14,15については、第1種は知的障害者及びその介護者、第2種は知的障害者のみが対象です。
- ※ 14,16の精神障害者については、地域により異なります。最寄りの交通機関窓口にご相談下さい。
- ※ 17については、本人以外の者の運転が認められる場合で第1種知的障害者のみが対象です。